

## 保証人制度に係る課題について（地域移行 支援部会）



## 地域移行支援部会

### 保証人制度検討の流れ

27年度地域移行支援部会では、保証制度の検討を課題に挙げた。第1回目の地域移行支援部会に参加した精神科病院のケースワーカーより、今まで様々な部会を立ち上げて、何度も保証人制度についての検討はされているが、いつも検討で終わってしまう。検討するだけで終わりでは、忙しい時間を割いて出席する意味がない。行政も含めた多くの人達が知恵を出し合い、いわき市独自に保証人制度の事業を作るという気持ちでやらなければ、今までと同じであるとの意見が出された。

まず、地域移行支援部会では、いわきの精神科病院を対象に、地域移行に係るアンケートを実施した。長期入院になればなるほど、身内も高齢化し、保証人になれない、保証人になってくれる身内がないため、退院できないという患者はいる。公的な保証人協会等があれば、退院可能な患者はいるという意見が複数の病院から出された。

地域移行支援部会で保証人制度を行っている自治体や民間団体をピックアップし、資料を集め、他地域の保証人制度について検討を開始した。秋田市のNPO法人、会津若松市のNPO法人、横浜市、三重県の伊賀市の社会福祉協議会、4つの事業の比較を行った。2つのグループに分かれ、グループワークを行い、地域移行支援部会としては、いわきにこんな保証制度があれば良いという地域移行支援部会案をまとめた。

地域移行支援部会の検討内容だけでは、全体会議の委員の方に理解していただくのは難しいので3月の全体会議に提案した方がいいのではないかという意見も出されたが、完成されていないものでも提案しなければ、今年度も検討だけで終わってしまい、今までと同じではないかとの意見が出されたため、全体会議に提案させていただくことになった。

## 各地域の主な保証機能制度等

名称	運営主体	事業内容	利用料金	対象者	利用条件	その他
(保証機能) NPO法人あきた きた結いネット	(事前審査なし) NPO法人あきた 結いネット	金銭管理 身元保証	入会金 100,000 円 生活保護受給者 30,000 円 利用料金(毎月) 5,000 円 生活保護受給者 3,000 円 月会費 1,000 円	障がい者 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉士がアセスメントを行い、ニーズを把握。</li> <li>●結いネットと提携している不動産屋のみ利用できる。</li> </ul>	審査はないが、金銭的な負担が大きい。 現在、10人以上の方が利用。今後も増える予定。
(保証機能) 横浜市民間住 宅安心事業	(事前審査あり) 横浜市住宅供給 公社	アパート入居 時の保証人	(物件決定後が条件) 物件が決まったら、横浜市の指定する保証会社と保証契約を結び、「保証料」を払う。 ひと月分の家賃・共益費等の30%	障がい者 高齢者 ひとり親 世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●連帯保証人に困窮している。</li> <li>●家賃など必要な費用を納入できる。</li> <li>●家賃保証委託契約及び賃貸借契約を締結できる。</li> <li>●緊急時の連絡先を確保できる。</li> </ul>	保証会社の審査がある。 審査が通らなかった場合は、制度は使えない。
(その他) 会津北西部居 住支援市民の 会	(事前審査なし) NPO法人会津 北西部居住支援 市民の会	①アパート入 居時の保証人 ②日常生活支 援(ウィズピア 対応)	利用料金 0円 ウィズピア登録料年間 1,000円	障がい者 (手帳所持の 必要はない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援センター ウィズピアに登録する。</li> <li>●家賃が払える。</li> </ul>	現在は5人の保証人がいて、会員は106人。 年間予算は32万円。 家賃が払える方なので、滞納はなく、今のところトラブルもない。
地域福祉あ ん しん保証事業	伊賀市社会福祉 協議会			障がい者 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅居住支援連絡会を活用。保証会社を利用したり、保証人がいなくてもいいアパート探したりする。</li> </ul>	保証人になる制度ではなく、きちんとアセスメントをした上で、既存のサービスを組み合わせる制度。

## 保証人制度 地域移行支援部会案

事業内容	利用料金	対象者	利用要件	その他
アパート入居時の保証人	家賃の1ヶ月分 利用料(毎月)2,000円	障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金銭管理サービスを合わせて利用</li> <li>●日常生活支援は既存のサービスを組み合わせる。</li> <li>●火災保険+障がい者対象保険</li> <li>●精神障がい者については、必ず医療機関にも関わってもらう</li> <li>●訪問サービスを利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いわき市からの委託</li> <li>●賛助会員制度</li> </ul>

### その他

- 福島県居住支援協議会が立ち上がったが、福島市、郡山市には、支援する団体（NPO法人など）があるが、今のところいわき市にはない。
- いわき市の住宅課では、居住支援協議会の設置については、既存の福島県居住支援協議会を活用するものとし、家賃債務保証制度については、一般財団法人高齢者住宅財団の事業であると整理している。
- 社会福祉協議会は日常生活の見守りなどがあるので、いわきの社会福祉協議会でも見守り支援事業をやってほしい。  
⇒地域福祉推進事業で見守り支援を行っていたが、平成27年3月で終了している。
- 高齢者のような見守り相談員のようなものを障がい者でも実施してほしい。  
⇒高齢者に行っている見守り隊の対象を障がい者まで拡充を検討している段階。現時点では確定ではない。
- 包括支援センターで保証人制度を立ち上げたが、ごく一部の高齢者のみを対象としているため、障がい者は該当しない。